

会 議 録 目 次

平成24年第4回海田町議会臨時会（第1日目）

平成24年7月4日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について	3
日程第2	会期の決定について	3
日程第3	第30号議案 工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区竹貞雨水 貯留管新設工事）	3
日程第4	第31号議案 工事請負契約の締結について（海田中学校屋外環境整備工 事）	1 2
日程第5	第32号議案 平成24年度海田町一般会計補正予算（第3号）	1 9
追加日程第1	緊急質問	3 4
追加日程第2	緊急質問	4 0
	（閉 会）	4 7

平成24年第4回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成24年7月4日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 7月4日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員
- な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

| | | |
|-----------|---|---------|
| 町 | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町 | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部 | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 建 設 部 | 長 | 北 山 忍 |
| 総 務 部 次 長 | | 臼 井 真 |
| 財 政 課 | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課 | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 近 森 茂 |
| 建 設 課 | 長 | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課 | 長 | 武 田 昭 典 |
| 教 育 | 長 | 小 谷 桂 司 |
| 教 育 次 長 | | 植 野 敏 彦 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 小田原 かおり |

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 細 川 真 示 |
| 主 査 | 森 原 宏 生 |
| 主 事 | 利 光 裕 子 |

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第30号議案 工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事）

日程第4 第31号議案 工事請負契約の締結について（海田中学校屋外環境整備工事）

- 町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は、契約認定2件、補正予算1件を提出させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。第30号議案、工事請負契約の締結について。曾田地内において施工する瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）それでは、第30号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事でございます。工事場所は海田町曾田地内、請負金額は7,825万1,250円、請負者は江草興機株式会社、代表取締役江草将史で、工期は議決の日の翌日から平成25年2月15日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料1の工事入札状況をお願いいたします。このたびの入札では、総合評価方式により落札者を決定しており、資料の1ページに、入札価格、技術評価点と評価値を記載し、2ページには、総合評価方式の概要をまとめたものを添付しております。あわせてご覧いただきたいと思います。1ページの入札状況でございますが、この工事の入札は、県内自治体での同様の工事の実績等を参考に、12社を指名いたしました。また、このたびの工事は難易度の高い工事を含むものの技術的な工夫の余地が小さい工事で、一般交通等への安全対策、周辺環境への影響緩和策も求められるため、価格だけでなく、品質なども総合的に評価し、町にとって最も有利な申し込みをしたものを落札者とする技術評価Ⅱ型の総合評価方式を採用することといたしました。その上で、業者から技術提案を求め、その提案の評価、企業の施工能力などを点数化して、入札価格で除した値により落札者を決定いたしました。工事の内容につきましては担当者からご説明いたします。
- 議長（久留島）下水道課長。
- 下水道課長（武田）資料2の工事箇所図をお願いします。2枚目をお願いします。この工事は浸水対策の一環として、整備する瀬野川左岸排水区竹貞雨水貯留管新設工事でございます。位置図のピンクで示しております区間、町道95号線の東洋シート入口部分の車両部分に延長43.8、内空で幅4メートル、高さ3メートルのボックスカルバート設置するものでございます。この工事内容は開削工法で町道の下にボックスカルバートを布設するものでございます。また、日中は工場に出入りするトラックが多いため、工事は夜間施工とすることとしております。昼間は覆工板を設置し、交通を解放します。工事施工に際しまして、歩行者及び

通行車両の安全を十分に行うとともに、沿線の住民の理解と協力を得ながら、皆さまにご迷惑をお掛けしないように工事を進めてまいりたいつもりでございます。以上簡単ですが説明を終わります。

- 議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。
- 11番（西山）11番、西山です。この資料1の入札状況の中の技術評価点云々と評価値で落札業者が決定されておりますけれども、ここで技術評価点のことについて質疑させていただきたいんですが、これだけちゃんとした業者を指名されて、この技術評価点。先ほどの2ページにこの総合評価は業者のノウハウや経験を最大限生かした工事が可能だから、この評価方式は長所があると。今回の総合評価方式は、技術評価Ⅱ型を当てはめてこの点数化をしたと。この内容を見てますと、私はこれだけの評価点の差異がでてくることに対して、だから今回落札した業者よりも、もっと技術評価点としてあがってもいいと思われるような業者が半分以下の評価点とかあるわけですね。これはどのように精査されて、この評価点になったんでしょうか。
- 議長（久留島）建設部長。
- 建設部長（北山）海田町でも総合評価方式というものを採用して工事を年間数件でございますけれども進めておるところでございます。この評価の様式とか、項目につきましては、県の方から指導をいただきながらですね、県の方と基本的に同じ様式、同じ項目でですね、今回実施をしているものでございます。そういった中でですね、基本的には12社の方は、工事を施工する能力は十分あるということではございますけれども、より技術的な面ですね、評価をするということで技術評価点をつけたものでございます。当然この業者さんにはそれぞれ例えば過去に実績がある方がおられるかおられないか、あるいはこの現場についてですね、よく現場を見られて、いろんな我が社なりの提案といいますか、そういったものをされるかというところですね、一定程度の差がつくものでございます。もう1点、評価点が低いというご指摘がございました。当然その価格と技術的な面を総合的に評価するということでございますので、幾らか差がつくということになるのではございますけれども、今回評価した結果ですね、こういった半分以下、30点満点のうち半分以下という結果にはなりましたが、すべての会社においてですね、辞退された方を除いてはですね、適切な提案をいただきましてですね、よりよいものができるというふうに確信しておるところでございます。
- 議長（久留島）西山議員。

- 11番（西山）その観点からもこの評価点の低さがあるんですけども、もう一点はこの12業者を指名して各評価をされております。その評価点の差異が、結局ちゃんとした事業をしてくださるから、入札に選ばれたはずなんですけど、この一番いい評価点の方から、一番低い評価点を見ますと半分以下なんです。こういうことを今、県の、国でもなんでも、公共事業をされる場合には、ある程度、仕様書、どういうんです、ある程度ありますよね。そういたしますと、ここまでの評価点の差異が出てくると、反対に今度は同じような事業をするときには、この評価点の低い業者さんは除外せざるを得ないという判断することになるんだと思うんですけども、この評価点は各指名業者さんには、報告をされたんでしょうかどうでしょうか。
- 議長（久留島）建設部長。
- 建設部長（北山）この評価点につきましては、業者さんの方に結果を通知させていただいております。この評価が低いと申しましてですね、所定の公共工事の共通仕様書にのっとった一定の品質ができるのは当然でございます。その中で、よりよい企業の方にですね、一定程度のインセンティブというか優位性を持たせるという意味でですね、価格と技術的な評価をバランスをとっておるものでございますから、繰り返し言いますが、この点数が低かったからといって、公共工事の品質が確保できないようなものをつくられるわけではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。
- 議長（久留島）西山議員。
- 11番（西山）ですから、これだけの点数の差異がでることが疑問でならないんです。もう一度その点について。
- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）評価する場合ですね。会社だけではなくに、この工事に例えばどういう監督者をあてられるかといったような提案もされます。その中でやはりこの工事に対する熱意とか、そういうところでその会社の中で特に優秀な方をここへまわそうとされるところと、そうではなしに、一定の資格は当然に持っていちゃいますけども、そのまだ経験の浅い方をまわされようとする、そういったような技術提案においてどうしても差がつきます。先ほど建設部長が申しましたが、検査の工事の評価、そういうものではございませんから、ここの評価が低いからといって今後の指名を外すという形にはつながりませんが、やはり価格それから評価を見ていただいたら、この工事に対する熱意の差がこの技術評価に、やはりつながってきたんじゃないかとそのように判断しております。

- 議長（久留島）前田議員。
- 14番（前田）14番、前田です。これ2期工事もあるようですが、ここでいったん貯めたものをね、どこへどういうふうに行くか、先が示されとらんのですが、その辺の計画というか、説明をお願いします。
- 議長（久留島）下水道課長。
- 下水道課長（武田）この貯めたものに関しては、既設の水路に晴天時にポンプアップで排水するという計画でございます。
- 議長（久留島）西田議員。
- 8番（西田）8番、西田です。まず入札状況のところの表の中にですね、入札価格が1,000円になっております。そのあと評価値のところで掛け千倍して割り戻してあるわけなんです、これは1,000円の入札でなくてもっと下の位までも入れれば、1,000円の割り増しをする必要ないというふうに思われるんですが、その点がまず1点。それと、先ほども副町長が言われました評価表の中の熱意などがあるよと。こう言われたんですが、これを定量的になんか表にされたものがあるかどうか、その点をお伺いします。数値評価をするためには当然数値で評価しとかんといけん。それから3点目。これ2ページのところへいきましてですね。先ほどの説明の中で工事を行うにあたっては、交通状況等に配慮しながらと、こう言われたんですが、評価型Ⅱと評価型Ⅰは、各々それは入ってるわけですよ。あえてそれを説明されたのは何の意図があるのか、これが理解できませんのでお伺いします。それからもう一つ、第4点目になるのかな。4点目ですが、技術的な工夫の余地が小さい工事というのは、実績評価型にもありますし、技術評価型Ⅱの方にもございます。それらを含めるのならば、先ほど説明されましたね。小さい工事であるというふうに含まれるのならば、選定因子ですね。要するにパラメーターとして、1の方に戻りますが、技術評価点ともう一つ因子、過去の実績という因子を一緒に加えて、全体の評価を出していくという方法も考えられると思うんです。だから理由、技術的な工夫の余地が小さい工事というのは、技術評価の方にも入ってますし、技術評価型、実績評価型にも入ってますし、技術評価型Ⅱの方にも入っているわけですから、それを選定の理由とされるのならば、実績をパラメーターに入れられるという工夫があってもいいんじゃないかという点。4点ですか。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）それでは1点目について回答させていただきます。様式の千円単位につきましては、海田町において、総合評価方式の実施要領を定めております。その中で、評価の

方法について記載をしておりますけれども、こちらの方、千円単位で入札価格を千円単位といたしまして最後に、1,000 を掛けるという方向で評価値を定めるようにしておりますので、そのとおりに記載をさせていただいております。

○ 議長（久留島）建設部長。

○ 建設部長（北山）それでは2点目のご質問に私の方から回答させていただきたいと思います。こちらの資料1の方には技術評価点ということで、まとめて表示をさせていただいておりますけれども、その内訳としましては、まず1点目が技術提案、2点目が企業の施工能力、それから3点目が配置予定技術者の能力、そして地域の精通性、これが4点目です。5点目が地域貢献の実績。こういったものをですね、評価しております。この中には今、おっしゃいましたような企業の過去の施工能力、あるいは技術者が過去に同様な工事をやったことがあるかないか、こういったこともですね、評価には入れさせていただいております。

○ 議長（久留島）財政課長。

○ 財政課長（鶴岡）3点目でございますけれども、このたびの工事は施工の難易度の高い工事を含むということで、総合評価方式に適したものだというふうに考えております。その中で、このたびは、技術的な工夫の余地が小さいながらも、周辺環境への影響緩和策であるとか、一般交通への交通安全対策が重視されるということで、技術評価のⅡ型を採用したものでございます。

○ 議長（久留島）4点目。建設部長。

○ 建設部長（北山）4点目の過去の実績を加味するののかという回答につきましては、先ほど申しましたように、過去の受注実績とかというものは加味しておりますので、よろしく願いします。

○ 議長（久留島）西田議員。

○ 8番（西田）1点目のところなんですがね、入札が海田町の方式によって千円単位できつてると、こういうふうに言われたんですが、先ほど説明では広島県と同様のものを導入したと言われたんですよ。そこらがちょっと明確になってない。広島県もそうなるんかどうか。そこは独自のものなのかどうかというのは説明がなされてないんで、その点はどうなってますかね。

○ 議長（久留島）建設部長。

○ 建設部長（北山）広島県と同様と私が答弁させていただいたのはですね、この総合評価方式で評価する、例えば評価項目、先ほど5点ばかりお答えさせていただきましたけど、そうい

ったものあるいはそれらをどのように評価するのか。こういった総合評価の仕組みについてですね、県の方の資料を基にですね、今回実施したということでございまして、先ほどの入札価格の1,000円とか1円とかっていうことにつきましてはですね、本来、海田町の方で実施している流れがございますのでそちらの方でですね、実施したというふうに、ちょっと区分けをしていただければと思います。

- 議長（久留島）西田議員。
- 8番（西田）技術評価に関して、評価点に関しては県の表を使われた、県の考え方をね、考え方を使われたということなんですが、これ新たなもんですよね。逆に言えば、海田町にとってはですよ。海田町にとっては新たなもの。ということになると、評価、表ですよ、要するに今5項目ほど言われましたが、こう評価表をやっぱり公開してもらわないと、ただこの数字を見るとですね。いろんな憶測が飛び交ってですね。変な考え方になったら困るので、やっぱりこういったものは、ある一定のルールに基づいて公表すべきところは公表する必要があるというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。
- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）今回のこの個別の評価点というところの内訳というのは、それぞれの提案内容を公開する形になりますのでできかねますが、評価方法につきましては然るべき方法で説明させていただきたいと思います。
- 議長（久留島）崎本議員。
- 12番（崎本）12番、崎本です。2、3点お伺いします。この入札価格は、予定価格の何パーセントが第1点目。第2点目はね、さっきから説明があるんですね。よりよい工事のやり方とか、熱意とか、熱意は皆ありますよ。だけど、今、何ば建設部長さんがいろいろ説明されても、工事する業者は江草興機じゃないんですよ。大体。こういう工事、矢板というか矢板関係とか、ボックスカルバート据え付けとか、そういうのは、この業者ではできんわけよ。絶対やる言うてなら、それは現場見してもらうんじゃが。専門業者に任せんかったら矢板工法やるどうのこうのいうていろいろあるでしょう。だから私は技術的な面を、誰がされるか、どういうふうな格好でされるか。そういうことまで、把握してこういう結果をだされた。県によってですね、県によって、海田町はできんのじゃから、県が毎年経営審査やるんですよ。これもある程度のランク付け、工事に対してのランク付けはできてます。それに基づいて、たぶん海田町はやっておられると思うんじゃが、それに間違いはないか。それと、今までちょっと私も小耳にはさんだんじゃが、今の技術評価の件でですね。この12業者じゃ

なしに、今発注された工事たあ、大きな工事されてる業者がおるんです。それがなぜ、こういう点数が低いかということを知られたんですが、そこらの十分検討して、この評価点を付けられたかどうか過去の実績で、それを得たかどうか、3点お伺いします。

- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）1点目の落札率につきましては、約83%でございます。
- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）2点目の実質的な実務力をもつ会社と契約会社が違うというお話してございますが、先ほどおっしゃいました、お話も出ました、その経営審査とかそういったところを含めましても、その会社が下請を使ってどのように工事をしたかという総合評価で判断しておりますから、今回の技術評価におきましても、それぞれの入札をしてられました会社の評価という形にはそういった協力会社を含めての評価という形になっていると思っておりますので、そこにそこは無いと思っております。それから、3点目におっしゃいました、過去の実績という部分につきましては、先ほどの建設部長答弁しましたように項目の中に、そういった過去に、同種工事をどのように行っておるかという項目が入っております。項目の詳細につきましては、先ほど申しましたようにしかるべき委員会のときか何かそういうところでご説明、詳細にご説明をさせていただきたいというふうに思います。
- 議長（久留島）建設部長。
- 建設部長（北山）過去の実績でございます。過去の実績につきまして、企業という観点で言いますと、同種工事の施工実績は、12社のうち、5社がございます。配置予定技術者につきましては、1社の配置予定技術者につきましては、過去に同様の工事を施行したという実績がございました。
- 議長（久留島）崎本議員。
- 12番（崎本）副町長の言われるのはわかりますよ。なぜそれを最初に説明されなかったんか、より良い技術者がおる、業者を指名してる。それを落札させたと、じゃないんでしょう、総合的にやられなかったら別件でしょう。多分ね、今のこれ仕事、まあ、誰でもいいですよ。誰でもいいんだが、監督とですね、技術者監督と、現場監督と、あとの、まあ作業員くらいかね、あとの技術的な矢板工法とか、ボックスカルバートをいける、そういうことがみんな技術がいるわけ、専門的な技術がいるわけよ。だから、私は、まあ熱意があった業者さんにしよう、まあええんじゃがね、地元でもあるし、だけどやっぱり説明の仕方、そういうふうになりやすく言ってもらわなかったらね、多分わからんと思うんですよ。まあその点

について今後説明してもらいたいと。それからあと、今、副町長が言われた分は、建設委員会でもなんでもいいですから、詳しくちょっと説明をお願いします。

- 議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。
- 5 番（宗像）1 点だけお聞きします。この工事を施工することによって、多分当初設計する段階で相当計算をされていると思うんです。どの程度の雨量をが、どの程度降ったときに、このあの、浸水対策ができるんか。どういう計算されているのか、ちょっとその点についてお願いいたします。
- 議長（久留島）下水道課長。
- 下水道課長（武田）下水道法でありました 7 年確率の 49 ミリで行っております。
- 議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。佐中議員。
- 1 5 番（佐中）15 番、佐中です。今、るる答弁を聞きまして、この技術評価の点ですね、何回かこれが重なると、だいたいこう、企業の評価が決まってくるというですね、そうすると、今後の事業に対する影響、あるいは企業そのものが、そういう評価しかしてもらえないという、そういう弱点いうか、短所も出てくるわけですね。私どもを公にしてもらうことはいんですが、ここの技術評価点の問題について、余り公にするといろんな問題が発生をして、私らが固定化してしまうという評価になってくるんですよ。その辺は事業によって違うのか。それとも大は小を兼ねるということもありますけれども、そこら辺は固定化しても我々もずっと見てしまうということになるんですが、それはどう考えているのかお尋ねします。
- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）誤解していただいと困るんですが、これはあくまでもこの事業に対する評価点でございます。私どもがランクをつけるとかそういうときに使いますのは、先ほど、経営審査その他はすべて実績の方でどうかということでございます。そのところ誤解していただかないようにお願いしたいと思います。
- 議長（久留島）佐中議員。
- 1 5 番（佐中）もう一度確認しますけれど、この評価、総合的な評価はいいとして、ここ、技術に対する評価ですね、工事の中身によって変わってくるという答弁がありましたけれども、しかし、大は小を兼ねるということもあります、固定化をしてしまうという、わたし認識を、何回か重なると思うんですよ。そこら辺は私、矛盾しておるというふうに思うんですがそれはどのように解釈するのか、どのように答弁されるのか。
- 議長（久留島）建設部長。

○ 建設部長（北山）総合評価につきまして、今回は技術提案を求めるということ海田町ではじめて行ったわけでございます。当然、今回の工事は地中深くにコンクリートの箱を設置するというものでございますから、今回の現場につきましては例えば地下水位が高いでありますとか、あるいは周辺の交通に配慮しないとイケないという観点に対してですね。業者さんが、ここの現場だったらこういうことに気をつけないとイケないという観点で提案をいただいております。当然、今回とは違う工事でこの技術評価Ⅱ型を適用したといたしましても、当然ながら現場が、現場の環境とか、そういったものは異なっております。また、そのときに配置予定の次の工事のときに配置予定の技術者を誰にされるかっていうのも当然出てくると思います。今回と同じ技術者の方を適用したからといって、今回が、例えば、地中の工事でもございましたけれども、今度例えば道路の改良工事であったときに、同じ技術者が同じ評価になるかという、当然、過去の施工実績でも工事の種類が違いますから、そういったときには当然評価は変わってまいります。そういうことで、必ずしも、また次に、技術評価のⅡ型を適応したからといって、一つの会社が全く同じ点数で変わらないということはないというふうに考えております。

○ 議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）異議なしと認めます。よって第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○ 議長（久留島）日程第4、第31号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長（山岡）第31号議案、工事請負契約の締結について。幸町地内において施工する海田中学校屋外環境整備工事の請負契約を締結するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○ 議長（久留島）財政課長。

- 財政課長（鶴岡） それでは、第 31 号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田中学校屋外環境整備工事でございます。工事場所は海田町幸町地内、請負金額は 3,294 万 5,850 円、請負者は株式会社熊野技研、代表取締役、小田原和彦でございます。工期は、議決の日の翌日から平成 24 年 11 月 30 日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料 3 の工事入札状況をお願いいたします。この工事の入札は県内自治体での同様の工事の実績等を参考に、9 社を指名いたしました。また、このたびの工事は、構造物の撤去が主な内容であるため、最低制限価格は設定せず、最も低い額で入札したものを落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては担当課からご説明いたします。
- 議長（久留島） 学校教育課長。
- 学校教育課長（小田原） それでは、工事の概要についてご説明いたします。資料 4 の工事箇所図をごらんください。この工事は工事の位置図にピンクで示しておりますとおり、海田中学校のプールを解体し、防災機能を備えたグラウンドとして整備するものでございます。新たに整備するグラウンドの高さは、現況のグラウンドレベルに合わせ、隣接地等の境に高さ 1.8 メートルのフェンスを設置するとともに、現在、プールと校庭の境にある防球ネットを移設いたします。また、防災トイレ用の配管と、かまどベンチの整備もあわせて行います。工事については安全を意識して行います。以上で説明を終わります。
- 議長（久留島） 以上で説明を終わります。これ質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。
- 8 番（西田） まず、資料 3 の方ですね。県内で同様な工事入札、それから最低制限価格を設けないというような特徴を言われましたが、同様なと言われたのは、具体例はどういうところがございませうかね。それが一点目。それと、次に資料 4 の方のかまどとの防災トイレに関しては配管を含めるというふうな説明だったと思いますが、配管というのは、下水と上水が考えられると思うがね。それはどのようにしておるのか。その 2 点です。
- 議長（久留島） 財政課長。
- 財政課長（鶴岡） この度の指名に当たりましては、県内の自治体が発注いたしました土地造成工事と鉄筋コンクリート構造物撤去工事の両方の実績のあるものから選んでおります。
- 議長（久留島） 建設課長。
- 建設課長（久保田） 2 点目の下水上水の件でございますが、下水の方は本管の方に接続、上

水の方も水道が引けるようにちゃんと接続するようにいたします。

- 議長（久留島）西山議員。
- 11番（西山）11番、西山です。資料4のオレンジでぬってある、今何も使われてない草が生えてる部分がございます。位置をプールの跡地というか、多分今グラウンドとして使用してない箇所の整備は何も今回入っておりませんが、あそこの整備は、今のまま草がぼうぼうのままで放置されていくのか、グラウンドの一環として、そこも整備をされていくのでしょうか。
- 議長（久留島）建設課長。
- 建設課長（久保田）今回の工事の区域に入っておりませんが、舗装等のことは管理できますので、そういったことはやっていきたいと思います。
- 議長（久留島）西山議員。
- 11番（西山）それ以降ですね、そこもやっぱりグラウンドの一環として、ちゃんとされていくのか、一時期お野菜が埋まってたときもあるんですよ。いや、あるんです。だから、それを今回プールをきれいに撤去して、グラウンドと整備されると同時に、あそこの部分も全体的にグラウンドの様式にされるのか。今の用途のままなのかということなんです。
- 議長（久留島）教育次長。
- 教育次長（植野）そのプールにつきましては、今後学校と協議しながら考えていきたいと思っています。
- 議長（久留島）多田議員。
- 10番（多田）10番、多田です。防災トイレの配管が古いんですけど、そのカバーしたり、トイレをしたり、まあもし災害があったときですよ、そういったところの備品というのはどこへしまっておくんですかね。もしものときに、すぐ持ってこれるように、どこかしまう所があるんですか。予定は。
- 議長（久留島）総務部次長。
- 総務部次長（臼井）防災用のトイレの上の部分でございますが、これについては今後整備をしていくことと、保管場所についても検討したいと考えております。
- 議長（久留島）前田議員。
- 14番（前田）14番、前田です。これね、非常に優しく、A-A断面図と。こういうふうに書いてありますね。どこがどうか印がないんよね、これが。非常にわかりやすい、どこを見りゃいいんか、書いてあるんは間違いない。この整備するところの現況のグラウンドと、

寸法はわからんが、段差があるんだよね、どういう目的でこうなっとるんか。なんで段差になっとるんか。教育施設を広くするというんで町長の説明にもあったんじゃがこれじゃあ、面積的には全然変わらん。野球のファールボールが飛んでったら、このフェンス、8メートルぐらいのものは、ボールがすぐ飛び越えるんじゃないんか。それどういう、これなぜ、これそれと1.8と、二重に抱き合わせにしとるんかね、これ無駄なことなんだけども、ちょっと絵がちっちゃいからわかりにくいと思うんだけど、8メートルと1.8と、背中合わせにひっついてね、なんぼ離れとるんかこれではわからんけども、おそらく10センチか20センチ離れてね、抱き合わせになっとるんじゃないろう思うんよ。まあ無駄なことじゃろうとは思いますが、だからもう一回まとめて言いますが、断面はどこを切ったものか、なぜ現況グラウンドと段差をつけとるのか、かまどにするために置いとるんかどうかわからんけども、その段差の寸法がわからない。それと、フェンスがなぜ8メートルと1.8と、背中合わせの抱き合わせになっておるのかということ。以上です。

○ 議長（久留島）建設課長。

○ 建設課長（久保田）まず最初に図面の表示に、あまり適切でないところがあったということは、まず最初にお断りいたします。まずグラウンドのレベルの件でございますが、図面のA断面のところにちょっと段差があるのは、ちょっと図面の位置が悪いんですが、道側の方になります。既存のグラウンドの方とはすべて、レベルで施工するように考えております。あと、防球ネットの8メートルとフェンスの1.8がダブルできとるということでございますが、防球ネットのスパンとですね、今のフェンスのスパン、長さがちょっと違うんですが、これのちょうど、間がですね防球ネットの下がどうしても空くというところがございますので、既存の公園なんかもですね、防球ネットの後にフェンスをやるという措置で、安全の方を確保するようにしておりますので、今回も同様に設計をしております。

○ 議長（久留島）前田議員。

○ 14番（前田）ちょっとようわからんのじゃが、道側がどうやら、下が空くだいいうことで、おそらくコンクリの壁の部分が空くということなんで、そこで先程ちょっと言いもらしたが、教育施設として広くなるんだというね、だから全く現況の位置、防球ネットは8メートルは現況のネットのものになっていくんか、だからいわゆる広くなるんだというのは広くならんやね、それがもうちょっとわかりやすく説明を。それで、今もそのA-A断面の位置が道側という説明だけでは理解できないんですが、何メートル幅をこういうふうにとるとるんかね、整備後じゃいうとるけども、どっちがどっちだっていうのは、そこらが説明が非

常にわかりにくいとかね、その辺をもう一回ね、どれだけグラウンドが、現況の長さが、多分広くならんと思うが、その辺の説明と何センチほど落ちるんかいうこと。その辺もわかりやすいネットとの関係も含めてもう一回説明を。

○ 議長（久留島）建設課長。

○ 建設課長（久保田）議員さんもお指摘のところは間違ったらちょっとすいませんが、防球ネットは今野球場とプールの間にあるところの防球ネットを民地側、住宅が建っておるんですがあちらの方に移設します。ですからグラウンドの方は、広く一体的に使えますので今よりは広くなるという具合にご理解してください。あと防球ネットとフェンスなんですけど、防球ネットは10メートルスパンでやっていきます。フェンスの方は2メートルスパンでやってきます。そこの支柱の間隔は大体50センチ以内で設置するように考えております。

○ 議長（久留島）岡田議員。

○ 7番（岡田）7番、岡田です。当初の予算よりも、まあ半分くらいだったと思うんですけども、当初はあの、国の補助金いうんですかね、あれがあったと思うんですけども、まあ金額が半分ぐらいだったら、国の補助金も、全額使えるんじゃないような気がするんですけど、その辺のところはどういうふうになっとるんですかね。

○ 議長（久留島）財政課長。

○ 財政課長（鶴岡）この事業の補助金につきましては、基準面積が定められておりますので、国庫補助金については741万円程度で予算計上させていただいております。その他の部分について町債の発行でこの事業の財源を賄う予定にしておりましたが、事業が減額になったことに伴いまして、補助金は変わりませんけれども、町債の発行額が減額になるというふうに考えております。

○ 議長（久留島）西田議員。

○ 8番（西田）8番、西田です。先ほどのボールがフェンスを越える、越えて出るということですよね。この8メートルという状況では、サッカーでも野球でも、十分考えられるんですが、この状態で新規にやっていくつもりでおられるのでしょうか。その対策が不十分と考えられますがその点はいかがですか。

○ 議長（久留島）教育次長。

○ 教育次長（植野）この高さにつきましては現在の防球ネットで対応できると考えておりまして、8メートルということにしております。

○ 議長（久留島）西田議員。

- 8 番（西田）現状の 8 メートルではね、プールの中にボールが入り込むんですよ。現状はそうなってます。サッカーでもサッカーボールでも出てますし、バレーボールも時々入ってあることがあるんですか。蹴って入れたんかどうかわかりませんがね。だから、そういう現状があることを理解された上のものかどうかということです。これは、8 メートルにあげられた経緯も当然ご存じだと思いますが、民家の方の車に当たって破損さした、その経緯から防球ネットが上にかさ上げされたという過去の実績がございます。当然、苦情が出たら困るので、そういった意味を踏まえて、その対応は、まあそりゃ運用でカバーしますよとか、現状のバックネットの工夫をどういうふうにしますよとかいうのがあればまあそれも含めて答弁をお願いします。
- 議長（久留島）教育次長。
- 教育次長（植野）こちらにつきましては、球技等につきましては運用でカバーしていきたいと思います。
- 議長（久留島）桑原議員。
- 6 番（桑原）6 番、桑原でございます。2 点ほどお尋ねします。この工事対象箇所を工事されるということなんですけども、工事車両の出入り口はどの位置から出入り口になるんでしょうか。2 番目に、入札価格、これはかなりほかの業者さんと開きがあるように見えます。理由があるんだろうと思うんですけども、わかればご説明ください。
- 議長（久留島）建設課長。
- 建設課長（久保田）1 点目は私の方から答弁させていただきます。現在の工事車両の出入り口はちょうどプールの裏側の町道 193 号線いうところがあるんですが、あそこを出入り口に想定しております。
- 議長（久留島）企画部長。
- 企画部長（大久保）入札価格につきましては、企業の努力でこれら、低額になったものと考えております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 4 番（住吉）4 番、住吉です。2 点ほどお尋ねいたします。先ほど答弁の中で、防災用トイレ、どんなものをつけてどこに置くかというのはこれから検討されるというふうに答えられたと思うんですが、なぜこれに同時にセットで考えられなかったのか。工事完了まで時間があるからこれから考えても十分間に合うでしょうが、本来であればセットで考えておってもいいんじゃないかと思うんですが、それがなぜできなかったのか。2 点目、これ解体工事と

ということで最低制限価格を設けなかった。結果として、当初予算よりも随分安い値段でやってもらえる。これは町としては非常にありがたい話ではありますが、反面、実際これ入札した業者、どこか思い切り削っているからこそこれだけ安い値段でやれる。そういうふうに捉えられるんですよ。そう考えた場合、解体工事だから最低制限設けなくていいや、その結果として安全面に、支障をきたす可能性もあるのではないかと思いますその辺の見解はいかがでしょうか。

○ 議長（久留島）副町長。

○ 副町長（三宅）1点目につきましては、国の補助の事業自体に申し込むにあたりまして、相当な緊急なところがございました。ちょうど私どもとしましては、プール跡地について、何らかのその、助成を受けて更地にしたいという思いが強い中で、そちらの方がまず1番の目的で、防災のそういった事業を使おうというところからスタートいたしましたので、若干その、その上のソフト面というところが遅れております。これは完成までに、どのような形をとるかということについて早急に詰めたいというふうに思っております。

○ 議長（久留島）建設課長。

○ 建設課長（久保田）2点目の施工管理の方についてなんですが、現地の立会とかですね、段階活動、そういったことで監督員の指導強化の方を徹底して、安全と工事の品質の方を確保してまいりたいと考えております。

○ 議長（久留島）桑原議員。

○ 6番（桑原）先ほど質疑もれがあったんですけども、安い価格で企業努力ということだったんですけども壊したですね、壊した後、これ防災機能を備えるということなんですけども、このあの、昨日も大雨が降って水かさが増したという経緯が、これからもどういうことがあるかわかりませんけども、水が出たときのグラウンドの整備ですか、そういった対策というのはやってらっしゃるんですか。

○ 議長（久留島）建設課長。

○ 建設課長（久保田）グラウンドに勾配、勾配というと傾きをつけるんですがそれで雨水排水等を適切にやっていくという具合に考えております。

○ 議長（久留島）桑原議員。

○ 6番（桑原）それは大丈夫なんですか、それだけで大丈夫だとそういう認識でおられるということですね。

○ 議長（久留島）建設課長。

○ 建設課長（久保田）通常の雨量であれば適切に排水できるものと考えております。

○ 議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 31 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 31 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 31 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○ 議長（久留島）日程第 5、第 32 号議案、平成 24 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長（山岡）第 32 号議案、平成 24 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）。平成 24 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、6 月 13 日に行った通学路緊急安全点検の結果に対応するための予算措置等を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○ 議長（久留島）財政課長。

○ 財政課長（鶴岡）それでは、第 32 号議案、平成 24 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料 5 の平成 24 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。2 ページをお願いいたします。土木費の土木管理費の自転車等駐車対策費の海田市駅周辺防犯カメラは設置事業につきましては、海田市駅自転車等駐車場に設置している防犯カメラの更新と駅自由通路、駅北口にカメラを新設するため、340 万円を増額するものでございます。次に、道路橋りょう費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましては、海田小学校の通学路緊急点検で指摘のありました、正門周辺への防護柵の設置と、今後実施する他の小学校の通学路点検に対応するため、800 万円を増額するものでございます。次に、教育費の小学校費の学校管理費の小学校電力監視装置設置事業につきましては、県委託金の受けて、消費電力量等の確認ができる電力監視装置を設置し、エコ活動に取り組むため 265 万 6,000 円を増額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。県支出金の県委託金

につきましては、歳出でご説明いたしました小学校電力監視装置設置事業の財源としてスクールエコ活動見える化支援事業委託金の 58 万 8,000 円増額するものでございます。次に、繰越金につきましては、財源調整のため、1,346 万 8,000 円を予算計上しておりますが、残り約 1 億 3,000 万円を財源留保しております。続きまして、議案をご説明いたします。第 32 号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,405 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 89 億 6,690 万 9,000 円とするものでございます。以上で平成 24 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

- 議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。多田議員。
- 10 番（多田）10 番、多田です。まず最初に防犯カメラの件ですが、これあの現在あるやつが確かもう故障してるんで、南口の方ですね、大変と思うんですが、この防犯カメラのまずは録画機能があるかどうか、一つ。それからあの、常時これは確か自転車自治会の事務所で見られるんじゃないかと思うんですが、常時どこで監視するか、見るところですね。それと、次にあの、小学校の海田小学校の正門の所に、町道 1 号の防護柵設置なんです、あそこは歩道が非常に広いんで、あまり意味がないように思うんだけど、この前の 13 日の点検のときにここに付けてほしいという要望があったのかどうかひとつ、これよりもっと危ない所がもっと中店橋の坂とかね、あそこなんかにつける方が優先するんじゃないと思うんですけど、なぜここに付けるのか、これ要望があったのかどうか、この一点をお願いいたします。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）まずあの 1 点目、2 点目についてお答えします。録画機能につきましてはついております。2 点目のその機能につきましては南口の駐輪場の詰所の方でございます。
- 議長（久留島）建設課長。
- 建設課長（久保田）2 点目の防護柵の件でございますが、まず中店橋から国道 2 号までの間もこの前の点検で何らかの対策をするべきじゃないかというのはご指摘があがっております。これは今回の補正予算とは別に今の修繕の中ですね、ポストコーン等の設置を考えております。それらをやっていこうと、今考えております。ここの地区、なぜここにしたかということでございますが、まず、正門の近くで児童の数が非常に多いということ、それと国道 2 号から今の 1 号に入っていく大型車が他の地区よりも多いということで、安全対策をやっていくということで車両用の防護柵、の設置を検討をいたしました。

- 議長（久留島）多田議員。
- 10番（多田）大型車が多いって今言われたんだけど、こちら側、正門側よりも、反対側、反対側の方に大型車が多い、朝はね特に、2号線に抜けて出てくる大型車が、反対側の方が多くて、正門側の方はほとんど大型車通らんのじゃけどね。それも現地見られたときにどういうふうに感じられたんか、そう言われるんだったら反対側の方につけるべきだと思うんですよね。それともう一つあの、防犯カメラが駐輪場の事務所にモニターが置かれるいうことなんだけど、常時これは誰かが見られとるようにするのかどうか、それは駐輪場の係の人は朝は特に忙しいんで、出ておられますので。常時見る人がいるのかどうか、そこをお願いします。
- 議長（久留島）建設課長。
- 建設課長（久保田）1点目のほうは私の方で答弁させていただきます。まず反対側のところに防護柵をなぜ設置しないかということでございますが、防護柵とかガードレールを設置するということになると、やはりその沿道利用、商業系とかいろんな沿道利用がありますので、その方との協議、ご理解ご協力でございますので、そちらの方についてはですね今後の課題として整理をしていきたいという具合に考えております。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）2点目につきましては、今回のカメラにつきましては、モニター画面を想定しておりませんので、あくまでもこれは、録画機能のみになっております。
- 議長（久留島）西山議員。
- 11番（西山）11番、西山です。資料5の2ページ、土木費の道路橋りょう費の、今回あの、通学路緊急点検で、この予算計上なさっておりますけれども、海田小学校区全体を今回緊急点検なされたんだと思うんです。県道151号線、税務署から2号線に至る箇所につきましても、グリーンの色分けていうのはしていただいてるですけども、地域の皆様から海田町内全域で道路幅が狭いところは、従来は30キロが制限でしたけど、20キロが、今もう30キロになりまして、ついてない制限スピード、ついてない地域がずいぶん道路が増えてくるわけです。そこはどんなにしても20キロから30キロしか出さない道路形態では構わないんですけども、ここの県道151号線のように信号が青になると、猛スピードで、歩行者がいらっしゃろうと何であろうと、スピードを出していくっていう危険性がありまして、ここはですねカラー舗装で、こういった全体的なところですけど、カラー舗装のグリーンベルトだけじゃなくて、なんかこうスピードを落とすような提示ができるような方向性というのは今

後考えられないんですか。

- 議長（久留島）建設課長。
- 建設課長（久保田）減速対策の方を検討させていただきます。
- 議長（久留島）西田議員。
- 8番（西田）まず、簡単な質問なんですが、防犯カメラなのか、監視カメラなのか、これをまずお聞きします。監視するのであるのかどうかということですね。それから2点目、防犯カメラと書いてあるから防犯カメラとありますが、わたしは監視カメラと思うんですがね、導入の目的ですね。目的がわからないんですが、昨今いろんな事件がございます。人の動線に関して特に集中するようなところですね、監視カメラを設けてその情報を取り込むことによってですね、犯人を早くあげるとか、被害を防ぐとか、二次被害を防ぐとか、今のオオムの問題とかですね。最近でいいますと、中野駅のところで親子の殺人事件があったんですかね、ああいう問題等はありませんが、ああいったときの犯人等の動きなども調べることも必要だとも思うんですが、まあそれは役場の役目じゃありませんので、まず、導入の目的は何なのか、これ2点目。その次に3点目は、監視カメラ、防犯カメラを設置する場合には、ごく一般にはですね、監視カメラが設置してありますよというような看板、表示がなされていると思うんですね。そういった形の啓蒙も含めてだと思うんですが、そこらの費用が今回の中に入っているのかどうか。4つ目、ポールを一カ所ほど取付けるようになっておるんですが、どこにポールがつくのかちょっとみえないのでポールがどこにつくのか。5点目、整備にあたって区画整理事業とのかかわりですね、今、区画整理事業がですね、随時行われてますよね。街路の関係も含めて、整備が進んでると思うんです。特にまあ地図を見るとですね、北側の類の方はほとんどがどっちかというと、区画整理の範囲の中のものだと思うんですね、区画整理事業とのかかわりがちょっとわからないので、そこらの事業との整合性いうんか、こっちでもできるんじゃないかというふうな考え方があると思いますのでその点はいかがですか。それから、大事なことはこれ目的にかかわることなんですが、情報提供、取り込むということを言われたんですが、取り込んで、どう、何で扱うんですか。そこらがちょっと明白でないですね。モニターもないいうんですから、レコーディングしてから、そのレコーディングした情報がどういうふうに使われていくんかがちょっと見えないという点です。次に7点目、今までは更新と言われましたよね。間違いなく今までの、防犯カメラと言われましたが、間違いはないでございますね、それは。監視カメラの更新ですね。これは平成15年にあそこの駅前の問題がいろいろ起きてですね、そのときに防犯カメラ、監視カメラを設置

するというのが提案されまして、予算にされております。15年の3月のこと、まあ後調べてもらったらわかりますが。そのときには、費目がですね、総務費の総務管理費の防犯対策費というので監視カメラが計上されておりました。今回見るとですね土木費に入っておるんですね。更新が土木費に入るのは今までないものが更新されたときに、土木費は、既存のものはないわけですから、更新いう考え方が成り立ちませんよね、だから費目がおかしいんじゃないかということ、これが第7点目。第8点目、駐輪場の駅周辺、まあ駅周辺になりますから、まあ問題はないと思いますが、駐輪場の防犯対策ならそれだけでいいんですが、実際には駅北とか自由通路とかですね、公園の所を見るとか、いろんなところが入ってきますので、こういった機能の振り分け、それが費目がどのようにかかわってくるのか、これが8点目。どこに計上されてどういうふうに使っていくか。もし更新でないのによその費目の所に入れるということが出来るのなら、まああえて言いますとふるさと館が、よそから持ってきてふるさと館の費用を使いたいんじやがというのも考えられんことないですね。だからその費目の件に関しては明確にしていきたいというふうに思います。以上8点をお願いします。

- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）まず一点目の監視、以前は監視という名称ということだったんですが、監視というのは画像を常にモニターで見張るという意味ということなので、今回のカメラ設置につきましては、画像の録画のみということなので、監視という表現はふさわしくないということで、今回の工事は防犯という名称を使用させていただきました。2点目の今回のこの導入の目的なんですが、これは先ほど議員さんが言われましたように、駅前駐輪場等で犯罪等が、頻繁に起こるいうのもありますし、今回あの駅前の南口にコンビニもできることもありますので、そういう監視の意味で警察からもそういう監視カメラを、防犯カメラを、設置してくださいという要望がございまして、まあそういうことから、今回工事をさせていただきたいということであげさせていただいております。3番目につきましては、3番目の監視の表示ということなんですが、これは今現在もしておりますので、これは今回の工事もうそういうステッカーなりで、それは表示をさせていただく予定にしております。4点目のポールにつきましては、これは以前なかったの北口側の、既存のポールがないもんですから、警察の北口に派出所があると思うんですが、その付近に設置させていただきたいことで計上させていただいております。5番目の、すいません、区画整理。5番目の質問の区画整理とのかかわりということなんですが、これは今後の区画整理の整備状況とあわせまして、また、今後検討

してまいりたいと考えております。6番目のモニターを何に使うかということなんですが、これは基本的には海田警察署からのカメラ映像の閲覧紹介等で提供させていただきたいと考えます。それと7番目の。

○ 議長（久留島）副町長。

○ 副町長（三宅）7番目と8番目の予算費目については、私の方から一括でご説明させていただきます。このたびはいわゆる交通安全とあわせまして海田署との協議の中で、この駅周辺についての防犯という部分が、もう少し連携を取りたいという話でございました。そういう話をしている最中に、窪地公園におきまして、若干の器物破損が起こるというような形で、最初の協議の段階ではまず駐輪場を監視しようと、駐輪場での費目ということにしておりますが、その南口ではなしに北口にも危険性があるのではないかというようないろんな形で警察との協議で拡大していく中で、この事業名掲げています海田市駅周辺でそういう防犯対策を図ろうではないかとどこの費目に置くべきかということに、最終的にはさっき言いましたように、モニターを詰所に置くのであれば、その駐輪場の事業の中で、先ほどちょっと更新にこだわられましたけども、今あるカメラ自体、その監視・防犯に対するカメラ自体を、器物が使えないので更新しようというふうにして、ある意味で言えば周辺にとにかく防犯カメラを置くことによって、先ほど課長答弁しておりますが、何か起こったときの後からの検証という意味合いと、もう1つはそれをつけておるということで、要するに抑止効果ということを図ろうと、議員もおっしゃいましたように、駅とかそういうところでいろんな事件が起こっておりますので、海田署からおいて町から何らかの対応を図れないかと、いうご提案ございましたので、それ対応するというので、決して、その費目を集めたとかそういう意味ではなしに、予算編成上をこういう形にさせていただきました。

○ 議長（久留島）西田議員。

○ 8番（西田）5点目の区画整理との関係なんですがね、もう区画整理動いとるわけですよ。現実に周辺少しずつ整備されてきてるじゃないですか。もう直近にあるんですよ、直近にあるものがこのような形でつけられて、また移設ということになると二重投資になりますよね。そこの懸念があるからわたしは質疑をしたんですが、それが1点目。それからもう一つ、駐輪場にモニターがあるとモニターいうよりも、収録装置があるということですよね。だから、収録装置がある場所によって費目が変わるというのもなんか変な感じがするんですがその2点。

○ 議長（久留島）副町長。

○ 副町長（三宅）おっしゃるとおり区画整理において移設が必要になる場面も出てくるかと思

いますが、やはり今回はそういった他において事件も起こってるというような形で区画整理において最終形がどういうふうにするかということよりも、まずこの臨時会をお願いすると言ったようなところは緊急性をかんがみてそのところをやっております。こういう緊急性がある部分については二重投資もやむを得ないのであるのではないかと判断をしております。2点目の費目の話でございますが、やはり機材をどこで管理させるかということになりますと、詰所というのは、やはりその、駐輪場事業という形でやっておりますから、そことの整合性をお願いしております。先ほど申しましたように、目的はあくまでも海田市駅周辺防犯カメラ設置工事でございますから、その駐輪場とどういう関係かというところを、こじつけと言われればこじつけでございますが、そういった一環の施設という形で考えていただければという形で考えていただければというふうに思います。あくまでも目的が駐輪場ではなしに、駅周辺の防犯というところを眼点においてます。

- 議長（久留島）西田議員。
- 8番（西田）ということですから、やっぱり総務費の総務管理費の防犯対策費というのが適切な費目ではないかということ踏まえて、私は質疑をさせていただいたんですが、だから、駅周辺の防犯に対してですから、総務費の方だと私は認識するんですが、そう考えるんですが、その点はいかがでしょう。
- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）今回の費目でご理解たまわりたいと思います。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 4番（住吉）住吉です、数点をお尋ねします。防犯カメラのことなんですけども駅北口、こちらに設けるという話ですが、カメラの横に交番があるんですよね、ここから見えんのかという、素朴な疑問があるんですが、これはどういったことなんでしょうか。ここの交番は、警察としては見てくれないということなんでしょうか。2点目、先ほど都市整備課長の答弁だったかな、警察から要望があってという、そういった形での答弁があったかと思いますが、そうであるならば、県も幾らか予算を出してしかるべきではないか、特に北口の方に関しては交番のすぐ横にあるんで、建てるくらいなら、交番の屋根につけても、別に問題はないのではないかと、そういった疑問を感じますが、その辺はなぜできなかったのか。次、町内道路修繕事業、先ほど財政課長の答弁の中で、この防護柵の設置と、今後の通学路の点検というふうに答弁されたかと思うんです。私の聞き間違いかもしれませんが、今後というところがひっかかるんですよね。今回やった海田小学校区内に限ってこの800万のか。それともこ

れからやる他の3小学校区の通学路点検からでてきたものもすべてこの800万の枠の中に収めようとしているのか。こちら答弁をお願いします。

- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）まず1点目、2点目についてお答えします。北口に交番があるのにカメラがということなのですが、この派出所の方も24時間開いているということなのですが、派出所の方でも協議をした結果ですね、今の派出所付近の方にカメラを設置して、もし留守のときでも、24時間体制で、いないときでも、監視というか、画像を録画できるということで、南口があるのに北口にないいうのもありますし、当然北口にもつけるべきだということで、つけさせていただきたいと思います。2点目につきましては、そのときに県の方にも警察の方に協議しまして、派出所の建物の一部とか、その敷地に建てさせてくださいという協議をしたんですが、あくまでも建物自体は警察のものなので、これは別途協議というか、使用申請が要るということと、電気代につきましても、これはあくまでも設置した方の負担になるということで、それは県の条例等の規則で決まるということで、それはできないということで、これも町の方で、もしそういうことになれば負担するということになります。
- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）2点目に若干補足しますが、これは県とそういう協議をしておりましたら、非常に時間がかかるというふうに判断いたしまして、町民の安全安心という形から、すべて町で、もう先行して出そうと、県と協議しておりましたがだいたい結果が見えておりますので、そういうことにしました。それから3点目でございますが、一応今回、海田小学校区で直ちにというのは先ほど防護柵で約200万程度というふうに考えております。残りにつきましては、今後3小学校区について同様というところで、直ちにその作業に取りかかりたいということで、今回海田小学校区でそれくらいだったのでという形にしております。もしそれ以上の額が必要という形になりましたら、9月補正でお願いするか、もしくはその他の予備費その他のことを考えてまいりたいと思います。決して上限という形で考えておりませんが、海田小学校区でだいたいこういうのが出たので、今後予想されるの3校区で、やはり何らかの対策が必要なところが出るだろうという形で考えております。執行に当たってはその協議を十分に考えながら執行してまいりたいと思います。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 4番（住吉）県と協議してもその答えがわかると、だから緊急性があるからやりました、それは、理解できます。ただ反面、町が協力するんだから県もやはり協力してしかるべき、ま

して駅前周辺、ちょっとまた犯罪が起きているならば、交番を留守にするなんて、それはおかしいじゃねえかと。協力するんであれば警察の方もちゃんと協力してくださいよと、人が24時間必ずおってくださいよと、そういった申し入れはしてないんでしょうか。先ほど、道路修繕費の件ですけども、今後、予備費の充用云々かという答弁ございましたが、ほかの議員の方からとも言われてましたし、6月定例会一般質問をたくさん出ておりました、通学路の安全ということに関して、私が質問した中にもカラー舗装と安心歩行エリアの実績を踏まえて考えていく、そうであるならば道路修繕費そのものの枠も、ある程度もうポンとふくらましといった方がいいんじゃないかと、そうすればどんどん要望があがってきてしましてこれやりますというたら、すぐできるんじゃないかと思いますが、それはなぜできないんでしょうか。

○ 議長（久留島）副町長。

○ 副町長（三宅）1点目のご指摘につきましては、今回こういうふうに直ちに町として手を打ちましたので、海田署において、またいろいろ協議の場を設けようという話が出ておりますので、今議員がおっしゃられたことも踏まえて、町もやるべきことをやるから、海田署においても格段な防犯対策いうことを申し入れたいというふうに思います。その中では、確かに今まであまりそういうところを言うておりませんでしたから、確実にというようなところを申し入れたいと思います。それから2点目につきましては一応その、緊急性ということで判断いたしました。特に今回ちょうど契約認定という形で臨時が予定されておりましたから臨時を組ませていただきましたけども最終的にはやはり9月補正において十分な対策をまた今後考えてまいりたいと思います。

○ 議長（久留島）西山議員。

○ 11番（西山）11番、西山です。資料5の2ページの8、土木費、土木管理費の、先ほど防犯カメラ設置事業でございますけども、まず1点はこの位置図を、資料6の位置図を見てもみますと、監視っていいですか、防犯の映る範囲がだぶっている箇所が2カ所あるんですね、ふたつカメラのこう。これをもっとだぶらないような方向性でより多く監視できる設置場所は検討されなかったのか、それが1点。もう1点は、今回、5台設置されるわけですけども、見てもみますと、防犯する範囲が、この地図でいきますと、3カ所、3つの範囲の距離数があるわけですね。この5台の設置は機種が違うか、機種っていうか、性能が違うものをされるのか、同じ性能で、この見える範囲が差異があるのかどうか2点、お願いします。

○ 議長（久留島）建設部長。

- 建設部長（北山）カメラにつきまして、若干この絵を見ますと重複しているというふうに見えるわけですが、カメラといいますが遠くになると人物小さく映ります。手前になったら当然大きいんですけども、あまり遠くということになりますと、非常に解像度、あと犯罪等の捜査に関しましてもですね、非常に、まあ人物の特定が難しいということもありますので、この重複している部分につきましてはですね。それぞれのカメラの方から、どちらがよく写っておるかという観点ですね、そういった録画されたものですね利用されるものと考えておまして、二重でだぶっていて無駄だというふうには考えておりません。非常に、両方とも遠くになっております。一方、窪町公園はですね、主として撮影しようとしているものにつきましてはですね、窪町公園は高いところから見下すような格好でカメラを設置すること考えておまして、撮影する範囲がですね、おのずと上から、撮影しますので、狭い範囲というふうな形に書いておりますけれども、カメラ的にはですね、基本的な性能は一緒でございます。設置する位置等によりましてですね、若干範囲をこういった形で図示させてもらっているものでございます。
- 議長（久留島）佐中議員。
- 15番（佐中）防犯カメラについてお尋ねしますが、例えばですね、犯罪につながる状態があった場合、あるいは、恐れがあった場合は、この防犯カメラを使ってどのように対応されるのか。目的が犯罪のない、あるいは安心・安全なまちづくりで補助設置されておると思うんですけども、この防犯カメラの目的、これに対する対応、もう一つ一番下の小学校費の、今のスクールエコ問題ですね、これの目的は何なのか。電力消費をエコのためにするのか、それとも教材のためにするのか、どちらもあつてるといえばそうかもしれませんが、ひとつの目的が何なのかということをここでお尋ねいたします。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）最初のご質問についてお答えします。今回の、防犯カメラにつきましては、画像の録画機能しかございませんので、犯罪が起こった結果として、例えば警察の方から、そういうデータ照会があったときとか、あと被害者の方から警察を通してそういう照会があったときに、データを提供するということができないと考えております。
- 議長（久留島）教育次長。
- 教育次長（植野）こちらにつきましては県の補助事業で、子供たちに自分たちの行動と環境とのかかわりに気付いてもらうためという目的で補助をしておりまして、学校ではこの学校生活の中で環境問題について考える機会を設ける、あわせて節電もあわせてそういう中で設

けるものでございます。

○ 議長（久留島）佐中議員。

○ 15番（佐中）今の防犯の問題で、録画をするということですね、いつまでするのか、エンドレスみたいに、1週間経ったら消えていくのか。それとも何カ月保存されるのか、そこをお尋ねします。それから今のエコの問題、教材なのかあるいは、エコ対策なんか。明確に、ないんですね。これ付けたためにエコの学習はできるかもわかりません。けれども実際結びつくかどうか。消費電力を抑えるために意識は持ったとしても、実際はどうなっていくのか。お尋ねします。

○ 議長（久留島）都市整備課長。

○ 都市整備課長（近森）まず1点目の防犯カメラのデータについてお答えします。2週間程度で考えております。

○ 議長（久留島）教育次長。

○ 教育次長（植野）これは環境問題について考えるというエコ、節電ですね、それをしていく上で、子供たちの意識が変わるということであれば、教材としての位置付けになるものではないかと思います。

○ 議長（久留島）崎本議員。

○ 12番（崎本）ちょっとお伺いしますがね、今の土木費の中で800万ほど言われて、あと3校区残ってます言われますよね。私が言うのはですね、今日ここで800万出て200万使ったらあと600万ありますよね。9日にね、南小学校の、あるんですよ。9時からね。まあ何点かありますが、緊急の場合が、出てますよ。そこに、後、残の600万ですよ。すぐ使うことが、やってもらえるかどうか、緊急に、そこを一つ、緊急ですよ、そこ一つお願いします。

○ 議長（久留島）副町長。

○ 副町長（三宅）今回お願いします予算以外にもいろいろ手があるかと思いますから、緊急性があるものについては、直ちに対応させていただきます。

○ 議長（久留島）多田議員。

○ 10番（多田）もう少しちょっと聞き忘れてたんですが、これは6月13日の海田小学校区の点検のときに、多分何点か、ここ危険箇所なんだろうということで要望があがってると思うんですが、その中で、この防護柵が最優先されたという、この件について、他の要望については、どのように対応されるんでしょうか。

○ 議長（久留島）総務部次長。

- 総務部次長（臼井） 6 月 13 日に行いました通学路の緊急点検において、数々の指摘事項を皆さんからいただいております。これについては、実施主体が町のもの、あるいは県のもの、国のもの、いろいろあります。町のものについて今回、特に急いであげたものについては今の海田小学校の防護柵でございますが、その他についても、それぞれの実施主体にお願いしなければいけないものについては通知を差し上げて検討いただく。町が実施するものについては総合的に判断しながら対応していきたいと考えております。
- 議長（久留島） 桑原議員。
- 6 番（桑原） 6 番、桑原です。北口の防犯カメラ、これはエレベーターの方 1 カ所向いとるだけっていうふうに見えるんですけど。それで間違いないですよ。やはり通勤・通学の方のスロープ、これ図面で見て右側、通勤・通学が使われ海田町の方が使われるスロープ、坂がありますね、そっちへ向いての防犯カメラというものの設置は考えられなかったか。これ一カ所だけ明るい方面へ向いて北口へ据えとるだけで、この防犯の役目になるのかどうか、どう考えてらっしゃるのかということと、まず、先ほど答弁のありました、2 週間程の録画時間ということがありましたが、どういう考え方で 2 週間というふうになられたのか、その 2 点をお尋ねします。
- 議長（久留島） 都市整備課長。
- 都市整備課長（近森） まず、駅北口スロープの件なんですけど、基本的にはスロープの方向には、ちょっとすいません、考えてないんですが、この派出所付近に防犯カメラ設置することで、両側の階段等は見通せる場所を選びまして、ここが最適かということで、今回、北口に一カ所 1 台だけ設置を考えました。あとの 2 週間なんですけど、これは基本的に犯罪があると 2 週間も後過ぎて、そういう警察に被害届とかというのは考えられませんので、最低限というか、2 週間ぐらいが適当と判断し、その今のメモリーカード、まあ北側は SD カードを使うんですが、その 2 週間の録画機能を満たすような、2 週間の 2 ギガバイトのメモリーを考えております。
- 議長（久留島） 桑原議員。
- 6 番（桑原） 駅の上り口両サイド映すようにということの防犯カメラということでそういう判断をされたということなんですけども、これは少し判断が間違ってるんじゃないかと思います。というのは、やはりその明るい場所っていうのはね、犯罪が起きた場合には、明るい場所は、犯罪は起きにくい。どちらが犯罪が起きやすいかと言ったら、暗い方が起きやすいんですね。そういうことになると、このスロープ、通勤・通学に使われるスロープ。夜遅く、

まあ残業されたり、遊びに行つて帰られたりする海田町のみなさんの、通勤・通学の使われるスロープね、こっちを映す方向で考えていただくということにはなりません。それとも一つ、2週間という判断をされたということなんですけども。判断基準はあまりにも曖昧な。ですから、せめて1か月くらいは残していただけたらなと、それはそういうふうな犯罪があつちやいけないんですけども、2週間だろうと1か月だろうと、これを見なきゃいけないということは、あつてはならないいうふうに思いますけども、せめて1か月くらいは録画を残していただく方法を考えていただくことはできませんか。

- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）まず北口についてはスロープについては、おっしゃられる明るさについては防犯灯で少し考えたいと思います。今回の防犯カメラにつきましては先ほど課長の階段のことも申しましたが、その方向にトイレもございます。やはり警察との協議では犯罪が起こったときのそういった証拠、記録とかというのでは、逆にこの方向のところの画面が欲しいと、何かあった場合の、場合はこのこの方面がはっきりいって危険性が考えられるという指摘でございましたから、こちらを考えました。先ほど議員おっしゃられました、確かにその明るさという問題でございますが、これは防犯カメラではなしに、防犯灯を設置できるかどうか、そういう方向で検討させていただきたいと思います。2点目につきましては今申しましたように今回スタートもそれからこういうところでつけようかというところもすべて警察と少し協議しておりますので、警察の方が技術的に必要性からどの程度の録画ということで、これも近日中にもまた警察と協議する場を考えておりますので、その中での議論にしたいと今回目的その他に考えましても私どもだけでなしに海田警察とよく協議した上で決めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長（久留島）桑原議員。
- 6番（桑原）納得できないです。海田町の警察と協議することになりますと、では南口の防犯カメラ、1番左にある防犯カメラトイレの方は映ってないですよ。トイレは以前、この、むしろトイレで事件が起きたということを話したこともありますけども、この方向ではトイレが映ってないということが一番左にあるんですね。海田駅北口はトイレが丸々映ってますからいいんですけども、なんで1カ所だけなのかなと思うんですよ。北口は、もう1カ所つけてこの通路、スロープの位置に防犯カメラを設置するということも、考えてもおかしくないんじゃないと思うんですよ。海田警察がそれはする必要ないという判断だったのか。どうなのかということなんですけども、海田町として考えて、これ意味が防犯という意味な

んですよ。犯罪を防ぐという意味で防犯でしょう。そうしたら、あるべきじゃないんですか。そういう意味から考えて海田警察さんの方がどういうふうに判断されたかということわかりませんが、それはあくまで参考値として海田町が判断するものじゃないかというふうに考えられますけれども、ぜひこっち側のスロープの方へ防犯カメラを向けていただくということをご検討いただけないでしょうか。それと、まあ2週間で十分でないかと2週間で十分じゃないかということなんですけども、ぜひここも1か月で考えていただけないでしょうか。答弁をお願いします。

- 議長（久留島）副町長。
- 副町長（三宅）今回警察との協議の中で、緊急という形でお願いしています。今後の運用状況を見る中で、そういった課題がほかにも出るかというところで検討させていただきたいと思います。
- 議長（久留島）宗像議員。
- 5番（宗像）5番、宗像です。まず2、3点確認、確認じゃなくしてお聞きしますけども、今回緊急点検で、1号線の防護柵を付けられる、先程答弁の中にあっただと思うんですが、県なら県の方に依頼をしていくと、現在設置しようとするところが確か県道認定になっどる道路じゃないんかと思うんですが、これ県道もう外されたんでしょうかね。もし県道が外れたんならまあ、町やらざるを得んと思うんですが、それについて、まずは1点。次に防犯カメラの件ですが先ほどお話の続きになりますけれども、現在防犯カメラが設置されておると思います。確か1カ月程度の録画ができるようになっていふに僕は記憶しておりますけれども、これはあえて2週間に落とす理由、これがなぜか、それから、今の北口については、SDカードで処理されるということであれば、当然今安いですから。SDカードを2ギガのものを4ギガに上げれば1カ月になると思うんですが、そういうことで対応することはまずできないんだろうかというのが2点目。3点目としまして、これ今。この工事名として海田市駅周辺防犯カメラ設置工事になっております。現在これ据えられてる。駅の前の正面でしかすべて映っておりません。これ周辺の言葉にはなり切れないんじゃないかと思います。周辺であるのは、窪町公園だけで、せっかくここまでお金、今の機械を更新して新しいのにするんであればもう少し広い範囲をやるべきであると私は考えますけれども、それについてどのように考えておられるのか。それから、最後にもう1点、先ほど、ここにコンビニが開設されるからこういう防犯、緊急性のある防犯カメラを方を設置されるということでしたが、じゃあコンビニの方向についてのカメラ設置がないんですがそれはなぜでしょうか。以上3点、

よろしくお願いします。

- 議長（久留島）建設課長。
- 建設課長（久保田）1点目の道路の区分でございますが、こちらの方が現在町道になっております。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）すいません、2点目のカメラの2週間のデータにつきましては、これはまた警察と協議して検討していきたいと思います。
- 議長（久留島）建設部長。
- 建設部長（北山）3点目、4点目については私の方から答えさせていただきます。3点目につきましては海田市駅周辺ということであれば、周辺も含めてということでございましたけれども、今回緊急的にですね5台設置する中で、状況を見きわめてまいりたいと思います。4点目につきましてコンビニが設置するということもありまして、若干人の動き等も変わってくると思いますけれども、コンビニエンスストアそのものを監視するといった目的は持っておりませんので、あくまで、駅前広場等ですね、犯罪防止のために設置していきたいと考えておりまして、こういった形で提案をさせていただいたものでございます。
- 議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。宗像議員。
- 5番（宗像）先ほど課長が答弁された中に、警察と協議する、これ海田町がつける防犯カメラですよ。警察よりもうちとしてどのように対応していくのかを答えるのであって、警察はちょっと外して考えるべきじゃないでしょうか。町として今1カ月の防犯、確か1カ月ぐらい撮れるはずなんです。それから、次に、現在の防犯カメラは全くもう使えないんだ、使えるのであればそれをいかせながら、増設でいろんな方法をとっていく方法も考えられると思うんです。その辺について、この予算の説明のときに、今のカメラについては使えないからこれをつけるんだとかいうことが、全く説明のない状態で、緊急性があるか緊急性があるかともってこられました。今実際カメラがついて稼働しております。それについてはどうされるのか。その説明もあわせてお願いします。
- 議長（久留島）建設部長。
- 建設部長（北山）警察との協議につきましては最終的にデータを活用していただくのが警察ということがありますので、警察の意見も踏まえてですね、町として判断をしてまいりたいと思います。2点目につきましては、現在のカメラでございますけれども、設置後9年という年数を経っておりまして、画像が不鮮明になりつつありまして、これはもう、今後の使用

には耐えないということで、今回のカメラは再利用しないということで提案させていただいております。

○ 議長（久留島）宗像議員。

○ 5 番（宗像）じゃあ今おっしゃられた画像が鮮明でないと駄目なのであれば、元のカメラ、ここで出すんじゃなくて警察に言われる前に、あの、3月の段階で当初予算にあげるべき案件だと、それこそ防犯という大事な、町としての、住民を守らにやいけんという立場なのに、今になって警察に言われたから新しいものをつけますよ。つけるにしても元と同じような角度にしかつけない。だからもうちょっと周辺って言わんで、広い範囲でつけるようなことを考えるべきだと考えてこうやって予算を上げてくるべきだと私は思うんですが、すいません、きちんとした答弁をお願いします。

○ 議長（久留島）副町長。

○ 副町長（三宅）従来のカメラが不鮮明だという部分についてはもう少し早く気が付くべきではなかったかと反省しております。

○ 議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（久留島）異議なしと認めます。よって第32号議案は原案のとおりこれを決します。

この際、暫時休憩をいたします。再開は追って通知いたします。議会運営委員長は、委員会招集してください。開催場所は正副議長室です。執行部は休憩に入ってください。

~~~~~○~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○ 議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）佐中議員。
- 15番（佐中）ふるさと館休館に関する町長の責任問題について緊急質問したいので同意を求めます。
- 議長（久留島）ただいま佐中議員から、ふるさと館休館に関する町長の責任問題について緊急質問がしたいと同意を求められました。したがって、佐中議員のふるさと館休館に関する町長の責任問題についての緊急質問を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。佐中議員のふるさと館休館に関する町長の責任問題についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（久留島）起立多数と認めます。よって、佐中議員のふるさと館休館に関する町長の責任問題についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許します。佐中議員。
- 15番（佐中）議会は、今、7月分の報酬減額を執行中であります。私は、6月の議会の中でも緊急質問をいたしましたけれども、もう納得ができないのです。いろいろ精査をしてみますと、理解に苦しむところがあります。それを今から質していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。先の6月議会で、教育長の答弁は法令違反がないと判断をしておると。しかし決議は、議員全員の発議案を真摯に受けとめて反省をできっちりやっていくということで、答弁をいただきました。二つ目は緊急質問の中には、町長は東小の例を私して、議会も、町長、当時の助役、教育長が責任をとったわけですが、これまでの事例とは異なるので責任は取らないという答弁が返ってきましたし、3番目に、議会は責任とつとるのに町長は責任をとってない。なぜなのかと言ったら先ほど答弁したとおりだという答弁ですので、私が今のことを踏まえてですね、今回質問するのは、地方自治法244条の1項は、普通地方公共団体は、住民の福祉の増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。問題は二つ目なんですね、2項に普通地方公共団体、かつこがあるんですがこれは指定管理のことを書いてあるんで省きますけれども、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないというのがあるんですね。私はこれに抵触すると思うんです。これ判決によって違反とか違反じゃないとか。これ決めるわけですけども、しかし、この文章を読む限り正当な理由があると認められないんですね。それは、4月19日に臨時会で行った教育長の答弁の中には、大きく三つ、臨時休館をした中身をあげられておられます。1つは、設置管理条例の3条の

1、2、3とありましたね。1が保管です、2が調査研究、3が展示及び研修室の問題を理由にあげられて、いろいろ大変難しい状況にあると私はとらえて物事を進めてきた経緯がございます。この問題は、1つの理由ですね。2つ目には、エレベーターの保守点検費用計上など一切行わなかったことが2つ目の理由ですね。3つ目には、ふるさと館の管理運営規則で、職員が本来2名じゃなければいかんのが1名しか組んでないということで、大きく3つのことの説明があったんですね。答弁がありましたけれども、私は、地方自治法244条の2項にも抵触する、だから議会は監視するのを、不十分であったということから、町民に謝罪をし、責任をとって今執行中です。なぜ、この問題を、執行部はさけて通ろうとするのか。私は、この議会に対する町長が本当に主権者である町民に対してですね、この議事法の精神から見て、全く反対の立場をとっておられるというふうに思うのですが、その辺はどうなのか、お尋ねをいたします。

○ 議長（久留島）町長。

○ 町長（山岡）では佐中議員に対する質問に対して答弁いたします。前回6月議会におきましても、今回のふるさと館の休館が、住民の要望や議会における請願の採択を受けて計画した畝保育所建て替えの為のもので、やむを得ないことと判断をしております。なお、議会の意向も踏まえて、早い時期に再開したいと考えていることも、先般の議会の方で答弁したとおりでございます。休館にあたっては、教育委員会の対応についても周知方法に課題を残したものの、その対応に法令違反はなかったと認識をしております。これらことから、過去に町長をはじめとする特別職の給料を減額した例とは、状況が異なりますので、町長はじめ特別職の減額をする考えはありません。

○ 議長（久留島）佐中議員。

○ 15番（佐中）地方自治法を本当に素直に読んだらそうなんです。しかも拒んではならないという文言というか、この中にあるわけですね。我々は地方自治法第138条の2項の中に、町長は執行する義務を負うというのがあるんですね。これを放棄してですね。あるわけです。執行する義務を言いますと、誠実に管理し執行する義務を負うというのが138条の2項の中にあるし、それから、138条の3項の二、三があるんですね、一があつて二、三があるんですが、すべて一体として行政をですね、機能発揮するようにしなければならないというのがあるのを全くその努力を失ってしまっておる。失うというか怠慢なんですね。これでなぜ責任をとろうとしないのか。謝罪だけで済むというね、しかも先程あつた請願が出たから、前回も言いましたけども請願が出たからといって何をしてもいいかという。例えば先ほど言い

ました教育長が答弁されたのは、設置管理条例の1、保管なんですね。2は調査研究ですよ。3は展示及び研修室の企画展示室や展示室では大変難しい状況になるというふうに私どもはとらえて物事を進めてきた経過がある。とり方によっては、私が受け取ったのは、だからふるさと館を残さないといかんという感じに受け取り、逆にそれを、臨時休館をする理由にあげられとる。私逆じゃと思うんですよ。それはどうなんですかお尋ねします。

○ 議長（久留島）町長。

○ 町長（山岡）何度も答弁を繰り返すようでございますが、先ほど述べたとおりでございますが、一切考える余地はないというふうに考えております。

○ 議長（久留島）佐中議員。

○ 15番（佐中）そういうね、不誠実な答弁、議長整理してくださいや。答弁に対する秩序、これはやっぱり議長の責任だと思うんですよ。先ほど答弁したとおり、もうそれで平気でね、やっとなこと。私はおかしいと思うんです。こういうやり方、もっと議会、長側も誠意ある回答が私は必要だと思います。ではいきますよ。エレベーターの保守点検費計上など一切しなかった。ところがよくよく調べてみると電子システムで電話回線かなにか知りませんが、もうカメラがあって、実際点検したのは、20日から動いたけども、数日間たって、点検をしとるんですね。いわゆる高齢者であるとか、あるいは、弱者に対して、エレベーターを利用する、これが危ないから休館をした二つ目の理由になっておるんですが、私は数日間経って実際の点検をしておるんですけれども、危ないものを利用さしてきたのか。この責任を問われるんですがどうですか。

○ 議長（久留島）町長。

○ 町長（山岡）何度も繰り返すようでございますが、一切その問題については先ほど述べたとおりでございます。

○ 議長（久留島）佐中議員。

○ 15番（佐中）ちょっと議長、これでいいんかね。議場のね、まあそうやってやじを飛ばしたり、あるいは発言妨害、これを秩序も整理する議長の一番の権限ですけども、今の不誠実の答弁ね、わたしは異議あると思うんよね。じゃあ三つ目、ふるさと館の職員の二名のところを一名しか臨時職員を組んでないということで、休館の理由をあげられてきたわけですね。ところが24年度の予算で、127万5,000円、あるわけですね。これを、議会で決めるのは款項で10款が教育費、項が社会教育費、あとふるさと館の目節で流用でなくて運用がきくはずですよ。お金がなかったら予備費から、出すというのも一つの方法です。これを、いろ

いろ答弁を聞くと町長がもうそういうことをさせないという構えで答弁が返ってきておるんです。だけでも本当に、議会の意思でふるさと館を廃止するのをやめよう、続けてほしい。こういう決議をして、廃止目的をやめさせたわけですね。当然4月1日から、それを、町民サービスのために、やらないかんのにやってない。これはどうなんですか。予算がないからといってとめること自体がおかしいというのを私は、質すんですがどうなんですか。お尋ねします。

○ 議長（久留島）町長。

○ 町長（山岡）この問題につきましても、さきの6月議会でいろいろ皆さん方のいろんな意見も聞きながら、私なりの判断で答弁をさせていただいております。

○ 議長（久留島）佐中議員。

○ 15番（佐中）それもおかしい、聞いってまともな答弁が返ってこんのですよ。具体的にいいですよ、二つ目の質問、私共は4月15日にふるさと館を借りる届けをして、町政報告をしようということで借りる予定でした。ビラも配って、町民に案内をいたしました。全部じゃないですけどね、限定的に、特にふるさと館を活用してその付近の方々に町政報告。ところが3月の28日10時15分ごろ、休館をするのでキャンセル、この連絡を受けて、これはふるさと館から連絡がきました。それで、海田新聞の569号で、おわびをする文書を出しました。公の施設の中で、先ほど言いよったように、正当な理由がない限り住民の公の施設を利用することを拒んではならない。拒んできたわけですね。これはどういう解釈をしてどういう答弁をされるかお尋ねします。

○ 議長（久留島）町長。

○ 町長（山岡）これも当初の事実でございますが、それに踏まえても教育委員会と一緒にあって我々は対処したつもりでございます。

○ 議長（久留島）佐中議員

○ 15番（佐中）それではね、私どもは費用をかけて印刷したり、あるいは労力もかけてくるんですね。その予定で、取り組んできたわけですよ。ところが、3月28日に、生涯学習課に直接電話して聞いたら、素直に答弁をされました。中身は全部言いませんが。しかし、いろいろ聞くと4月1日からの続行いうんかね。頭がない感じでしたね。こりゃあやっぱり議会があれだけね、3月の予算特別委員会、あるいは、最終議会の3月22日にそういう結論を出したわけですから、続けるのは当然だということを私は思うんです。これが本当の政治姿勢なんですね。ところが今の答弁も何も、町民が主人公ではありません。町長が主人公で

独裁じゃないですか。私はそういうふうを感じるんですよ。もう何回も今まで議会の中で発言があって私物化をしてね、しておるし、条例や、あるいはその法にですね。誠実に守る義務をね、見失つとるというふうに私は感じるんですが、町長どうなんですか。

○ 議長（久留島）町長。

○ 町長（山岡）いろんな町の行政にいろんな立場で判断と、また実行させていただいておりますが、今回のふるさと館の件につきましては、6月議会で十分させていただきました町民に対しても周知はしたつもりでございます。

○ 議長（久留島）佐中議員。

○ 15番（佐中）こんな答弁でいいんですかね。もっとかみ合うような論戦をして住民が納得できるような、そういう答弁を私は求めるんですよ。言わせるだけ言わせときゃあ、私が勝手に、発言をしておくような、こんな姿勢ではね、いい町政にはなりません。じゃあ3番目、聞きますよ。行政を監視する議会がですね、責任を全議員がとって全会一致で議決と今の責任問題で報酬を0.5%削減をするという、今実施中なんですね。町長は全く知らん顔、行政報告だけで逃げようと、ふるさと館について、休館したことについて、謝罪をするという、これしかないですね。あと何にもない。私はあれほど広報に言うたけど、広報に対しても、全く5月の広報を持ってきましたけども、ふるさと館のご利用についてはご迷惑をかけたが、4月20日から開会しております。引き続き、ご利用をお願いします。町民に対して全く謝罪も何もないですね。この政治姿勢はね。後々響くし、町民も納得できません。私は納得できないですよ。やっぱり広報使ってこうですよと、誠実でなければいかん。私はそのように思います。何回も言いますが、本当にこう正しい情報は民主主義の血液、このことが怠つとるから、今までいろんな問題が議会と町長との摩擦がものすごいあるし、温度差もあるんですね。私はここ、お互いが歩み寄って直す方向、これを気付かんかったら、いつまでたっても町政よくなりません。執行機関再度お尋ねしますが、議会が責任とって今それを執行中ですけども、執行機関の最高責任者を全くその責任を感じてないのか。今後も自らの責任をとる考えはあるのかないのか。お尋ねします。

○ 議長（久留島）町長。

○ 町長（山岡）それらは今現在、私が町政をまかなっておりますけど、判断に、私は今からの政治姿勢と皆さん方町民に対していろんなご意見とか要望を聞きながら判断をしてまいりたいと思っております。

○ 議長（久留島）佐中議員。

- 15番（佐中）同じ答弁が何回も返ってくる。市政の信頼いうんかね、議会もそうですが、混乱が、ますます溝が深くなってね、非常に情けない思いを私はするんですよ。先ほど何回も答弁をしたとおりであるとかね、そういう発言は私は許されないというように思うんです。同じことばかり言うから、重複をして、やっぱり角度も違うし、雰囲気も違うし流れも違うんですから、私必要だと思うんです。私は神聖なる議会でね、重んじて正論を論説する議場の場で、この発言を戦わす、この議会私は、求めている。特にこれは議長の采配も含めてですが、意見が違っても少なくとも過半数の議員が、納得できるようなね、あるいは説明が十分である、こういう議会を私は、求めたいというふうに思うんです。再度答弁を求めます。
- 議長（久留島）町長。
- 町長（山岡）私は再三申し上げていますとおり、昨年10月の民意は十分町民から受けて、それによって執行させていただいておりますので民意の判断とかいろんな意見は、しょっちゅう町内を回っているいろんな形で収集をしておりますので、私はその方向で進めていきたい、こういうふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（久留島）岡田議員。
  - 7番（岡田）7番、岡田です。今のふるさと館休館に関する教育長の責任問題について、教育長に緊急質問したいと思います。どうぞよろしくお願いします。
  - 議長（久留島）ただいま岡田議員から、ふるさと館に関する教育長の責任問題について緊急質問したいと同意を求められました。したがって、岡田議員のふるさと館休館に関する教育長の責任問題についての緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。ふるさと館休館に関する教育長の責任問題についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（久留島）起立多数と認めます。よって、岡田議員のふるさと館休館に関する教育長の責任問題についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許します。岡田議員。
  - 7番（岡田）再質問の際に、ふるさと館休館を決めたのは教育長だと言われましたけども、たぶん教育委員会の中で議論をされて、教育委員会の方針として休館という格好になったと思うんですけども、まず、そうなのか、独断で決められたのかこれをお願いします。

- 議長（久留島）教育長。
- 教育長（小谷）ふるさと館の休館につきましては、少し長くなるかも知れませんが、これは町全体の流れの中で、ふるさと館の 24 年度のあり方についての予算のことや、それから、それに向けての動向の中で、23 年度、来年度は、休館になるかも知らないというような説明含めて、23 年度、秋ぐらい予算を編成する段階ぐらいからそういう状況を説明していたという、来られた方にですね。それから、24 年度の予算を編成するにあたっては、予算の分で移転計画も含めた予算化してましたけど、この部分については、3 月議会で、これはもう認めないという状況でしたから、結果的には 6 月までの、いわゆる状況で 6 月までは開館をしておくという条件でなしに、逆に移転をするための片づけとかいろんな準備での予算措置、そういう形でしか現実には、中身がやってないということは、ふるさと館 1 年間経営していく運営していく予算化には現実をしてなかった。だから、そうしたことを含めて、教育委員会会議の中でも、こういった動向がありますと。来年度はこういう状況になるような状況がありますというようなことを含めて、教育長単独で勝手に物事を決められない部分と、専決権でいただいております部分と、委員さん 5 名で確認していく部分と、当然ございます。だからそうしたふるさと館についてはこういう状況になるということは、説明しながら、そして予算も結果的にこういう形でいくようになることを含めて、そして、実質はいわゆる 24 年度の予算がああいう形で決まりましたので、これでは、4 月 1 日から正常ないわゆる運営これはできないという判断の中で、これをさせていただいたと。そのあと、いわゆるこのままじゃあおかしいじゃないかいうことを含めて、ということで、臨時のいわゆる補正予算を組んで、そして、臨時の議会をとっていただいて、4 月 19 日までの期間休んで、だから、先ほどの佐中議員さんの方からもいろんなご指摘いただいておりますけれど、例えば、いわゆる流用とか運用にかかわっては、従前から、運用とか流用はやってはならんという指導もいただいていたという経緯もありますから、補正予算で対応すると。ただし補正予算をすぐできない。また議会の方で、議会を開いていただかないと補正予算いくらつくっても、これは議会の方で認めていただかないと。これは運営できんわけですから、そういう形で、結果的に 4 月 1 日から 19 日まで休館したということについては、これは、大変申しわけない、反省してるという形で、6 月の議会では私は答弁をさせていただいたというように思っております。
- 議長（久留島）岡田議員。
- 7 番（岡田）今の話ですと昨年末ぐらいから、4 月から閉館というふうに聞こえるんですけ

れども、実際に私が今の4月15日にふるさと館を借りるときに、3月議会で、ふるさと館の、設置及び管理条例廃止が出たときに否決されたんですね。否決されたら当然私たちが引き続くんだというふうに思って、ふるさと館を4月に借りたいというふうなことで、教育委員会の生涯学習課ですよ、そこに借りに行ったときに、これを借りるのはふるさと館に申し込んでくださいということで、一言も職員の方々おられたんですが、4月から休館になりますよというふうなことは言われなかったわけですよ。ふるさと館に借りに行ったときも、4月から休館になりますよというふうなことは言われなかったんですよ。そのことで私も不思議に思うのはね、あの時点ではまだふるさと館、当然4月から今までとおりに運営いうことだったんじゃないかと思うんですけども、それが急に半月ぐらいの間に、ころっと変わったような、そういうふうなニュアンスを受けるんですよ。じゃあなんであのときに生涯学習課の方もふるさと館は、4月から休館になりますよと。なんで言ってもらえなかったのか。私は知らないわけですからね。行っても4月から使ってください、それは向こうに申し込んで下さいという状況ですから、一般の町民の方は、ふるさと館が休館になるようなことは、全然思っていないわけですよ、そこのところはどういうふうなことになっておるのか、ずっと不思議でならないんですよ。だから、何か急に、半年ぐらいの間に、ぱっと方針が変わったと。そういうふうにしか思えんですけどね。本当にそうならもう少し、3月の、今の話だったら、もう去年の年末ぐらいから、もう休館というふうな方針だったと言われるんですけども、ほじゃあ、なんであんなときに、3月に、ふるさと館使ってもいいですよ、こういうふう言われたんかという説明をお願いいたします。

- 議長（久留島）教育長。
- 教育長（小谷）私どもというか、私が報告を受けておる分と、今岡田議員さんが、話されたことが、多少、違いが出ておるので、ただこのことについては私の報告を受けていることについて、まず、話をさせていただけたらと、だから、昨年度の秋以降についての、いわゆるいろいろ活用していただく方については、来年度は、大変申しわけないけど、開館が難しいという説明をしてきた経緯は現実あります。それから今、岡田議員さんの方が自分の政党の関係で、こういう会を持ちたいからということでこられた際も、当の職員は同じように、そういう、来年度そういう状況になる状況がありますと。ただし、この貸し館手続の申請書というものについては、これは一応受けとりますと。だから申請はそれを受け取って最終的に決定してから形ですから、岡田議員さんの説明一切受けてないという話ですが、私が職員から聞いておるのは、その説明はしました。そして申請書は、とりあえず出していただくという

ことについては、だから受け取っておりますというような話も聞いておりますし、私も現実には、いわゆるそういう申請書の手続については、この目で確かめておりますし、いわゆる、政党の方からもそういうものが出ておる、過去どういう事例があるかということまで全部を確認はしました。だから、岡田議員さんの方の政党の方でここを借りた経緯なんかも、実質は、以前も、2年も3年も、前の段階、以前のこれ町議会選の1カ月前のときの実績があることから、私も確かにこの目でそういう形で物事がされているんだと。今回こういう形で物事がなったんだなということの私の方では整理をさしていただいた。だから、最終的に、その時点においては難しいということでお断りしている。それからその後また新たに4月の何日ですか、その次の政党の方からも貸してくれということで20日以降の分についてはオーケーだということで、現実にはそういう対応は遅れてはいるけれども、その対応にはあれしていただいた。だからその後は二つほどの団体が使われたいうのも、私の方はきっちりその物事を見ておりますというようなのが私が報告を受け、私の頭の中で整理したのが、そういう状況だということで。ただ、今の岡田議員さんが言われているのと違う状況での答弁になっとるんで、これは大変申し訳ないなと思っております。

- 議長（久留島）岡田議員。
- 7番（岡田）だから、4月1日以後に借りようと思ったら、本来だったらもう休館が決まって閉館にしようという方針があったら、そのふるさと館におられる職員さんですよ。その方にももう4月以降はこうこうこういうふうな理由で申し込みを受け付けることができませんというのが、最低でもそんなことしないといけないと思うんですよ。それも全然そういうふうな職員さんも「ああ、いいですよ。あいとったら使っていいですよ」と、そういうふうなことだったんですよ。ふるさと館か何かこの海田町が公的な事業をするとき、行事をするときは駄目ですけども、それ以外は空いとったら使っていいですよというふうなことだったから、それじゃあ設置管理条例の廃止を否決になったんだから使えるんだなという私たちは私は思ったんですよ。まして、町民の方はもう、全然4月1日から廃止、あの休館というふうなことは知らされていないわけですから、その辺のところはどういうふうな、今言われましたけどどうなっとるんですかということと、今度5月に、今さっき言われましたけども、申し込みをする。申し込みにいったんですけども、やっぱりそのときも3月に行ったときと同じような格好、同じようなパターンだったんですよ。空いとったら、まあ使えますけども申請書は出して下さいと。お金は、使用料ですかね、後日でいいですよというふうに全く同じだったんですよ。だから、本当に、ふるさと館の職員さんいうんですかね。

教育委員会生涯学習課の職員の方に、このことが、職員の方にでも、中にも、周知されておらんかったんじゃないかと私はそう思うんですよ。だから、一般の町民の方まして職員の方がようわからんようなことだったら、一般の町民の方はわかりようがないわけですからね。そのことを実際本当はどうなっとるのかと。今教育長はもう去年の年末ぐらい、それ以前から、4月1日以降は使えませんというふうなことを言われるんですけども、本当にそうなのか。あるいはなんか私は、3月中ぐらいから急に変わった、そういうふうにしかなさるんですけどもね。これはどうなんか、本当にこの生涯学習課ですかね、担当からそういうふうな中でも意思決定いうか、そういうふうなのはなされとったんですか。

- 議長（久留島）教育長。
- 教育長（小谷）今の質問に対して、一つ一つにお答えするとまた違う部分がでできますので、ただひとつは今、生涯学習課と、だから生涯学習課の所管の一つであるふるさと館、現実それぞれの館が運営するに当たっての予算については、生涯学習課が全部作るわけじゃございません。当然出先で今までの実績を踏まえて物事をやっていきますから、そういうふるさと館の職員なりまたはそういう立場の人間と生涯学習課で整理して、24年度の予算をつくっとるわけです。ですから、24年度の予算をつくる段階においても既に、ふるさと館の22年23年度と違って24年度はこういう状況での予算化ということの中で物事を進めていますから、そういう面から申し上げて今、岡田議員さんが、それぞれの窓口での対応する人間がそこを周知してなかったんじゃないかというような話がありましたけれども、現実周知をしているから、そういう予算の計上予算の組み型を我々はしたということで、周知とそういう面では、知っていた、お互いが事務局の職員も出先の職員も、共有して物事をやっていると思いますし、だから今の分はとりあえずそういう受け取りましたとか、または申請についてはというのは、岡田議員さんとこの政党に関しては二回そういう動きが、アクションが現実にあったわけですね。昨年度の段階と、新しく年度は変わった段階と二度これはあったわけですから、あとの方については実質は会をもたれたというのも、現実の状態であらうと思います。
- 議長（久留島）岡田議員。
- 7番（岡田）そこところはよくわからないんですが、どの団体とか、誰が借りようとも。もう例えば4月1日から廃止の方向になっとったら、仮に申請に行ったら、そりゃ4月1日からは、休館ですよ。そう言われるのが普通だと思うんですよ。特に今、まあ最低限ね、一か月かそこらから前からこういうふうな理由で休会しますと、いうふうなことをせにやい

けんのだけでも、全くされない。借りに行ってもどうぞ一応申請は受け取りますと、受け取るときというふうなことを言われると、そういうこと自体が、当日近くになったらやっぱりこれは、こういう理由で駄目ですというふうな、それこそ今さっきあの地方自治法の 244 条ですか、もちろんご存じだと思うんですけども、これにも抵触するわけなんですよ。だから、そういうふうなのを、なんかこう、どうもおかしいと思うんですよ。休館が決まったようなことを、決まっとして、そして更に、借りに行っても担当の方は一応申請は受け取りますというふうなことが言われること自体が、何かこの行政としてですね、どう見てもおかしいでしょう。そういうふうに思われません。

○ 議長（久留島）教育長。

○ 教育長（小谷）状況によっては繰り返しになるかも知れませんが、昨年度の段階で物事が、申請に来られたときには、来年度については、難しくなるかわからないという説明は岡田議員さんにも直接したということは報告を受けてますし、申請書は、今の段階では 24 年度の予算が決まってるわけじゃないわけですから、とりあえず受け取るときというこの動きがあったということは報告をしっかりと受けております。ですから、24 年度あれでも、貸し出しが難しくなるかも知らんという説明を一つ、さらに、現状で予算化がもう決定したわけではないわけだから、それについては、とりあえずは申請書は受け取っておきますがということは、だから議員さんの方からも受け取ってもらった、ただその説明が十分なかったじゃないかいうのについてはですね。説明が不十分だったということを含めて、報告との流れの中では、申しわけない状況にもなっているというふうに私は理解しております。

○ 議長（久留島）岡田議員。

○ 7 番（岡田）最後なんですけれども、ふるさと館を 4 月から閉館するような説明があったというふうに言われましたけど、そういうふうな説明がなかったんですよ。あのときの説明というのは、ふるさと館がもしいついつ利用、4 月 15 日に利用したいいうふうなものなんですけれども、そのときにふるさと館が、行事なんかで使う場合は、利用できませんよという説明だったんですよ。それと同じことが、5 月に借りに行ったときも、やっぱり同様の説明だったんですよ。そういうふうな、休館になりますというふうな説明じゃないわけなんですよ。そのへんのところをやっぱり町の行政としてね。ああいうふう公の施設を、休館にするとかというふうなことが何か本当に急に、半月ぐらいの間にね、ばたばた決まったような感じで。決まってなかったら、以前から決まっておったんだと言われるんだったら、そういうふうな方向性にあるというふうに言われるんだったら、時間もあったわけですから、

なんでこういうふうな町民の方にですね、周知いうんか、そういうふうなのをされなかったんですか。私はそっちの方が問題だと思うんですよ。休館になるんだったらそういうふうな対応の仕方もあるんですが、借りとして、いざできませんよと言われても困るんですよ。他の町民の方も困るわけなんですね。もうそれこそ、去年の終わりくらいからそういう方針が出とったら、それを何で、しつこいようですけども、時間もまだあるわけですから、あったわけですから、町民の方に周知をされなかったのか。普通の会社でも商店でもそうなんですけど、いついつから休みますというのは必ず、それは前もって張り紙なりなんなりするの当然なんですね。まして公の施設でそういうふうなことがなされていないというふうなのがね、わからんですがね。それこそ行政の怠慢いうんか、そういうふうに見られても仕方がない気がするんですよ。あと利用率が少ないとかなんとか言われるんですが、それはふるさと館の運営でこのやる構えの問題ですからね。それとこれとまた別なんですね。なんでそういうふうな措置いうんですかね。そういうことが前もってわかっとなるのになされていないのか。そういうふうなことだからずっと問題を引きずってくるというふうに思うんですけども。最後になりましたけどね、じゃあなんでそういうふうな、3カ月も4カ月も前にわかっとなることを、何で周知されなかったのかということ、もう一度お願いいたします。

○ 議長（久留島）教育長。

○ 教育長（小谷）今の周知の部分については、ふるさと館の事務所にいる人間は、秋以降から、だからどういう形で来年度の話を進めていくかという話を進めていった中では、過去のいろんな形で実績として、利活用していただいている団体、いろんな形であります。そういう方々にはそういう状況を説明せないけんということで、とりあえず、それまでの実績のある方にはそういう形で話を説明をしていったという現実があります。ただ、そのことが、100%十分できていたのかと。さらには、広報紙の中で町民にそれは出してないじゃないかということについては、結果的にも十分できてなかったということで、いわゆる報告の中で、その点の不十分なところがあったことについては、大変申しわけないということでの報告をさせていただいたと。だから、説明をゼロ、一切してないんじゃないしに、現状のそれまでの中で活用していただいた団体、また企画展を本当に楽しみにしておられる団体もあるんです。そういう団体のきっちり説明をして、大変申しわけないが、来年度は使えない状況になるかもわからんということは理解をさせていただいたというような説明をさせていただいたというのが現状でございます。

○ 議長（久留島）それでは、以上を持って緊急質問を終結いたします。

以上で本臨時会に付議された案件は終了いたしましたので、これで会議を閉じます。これにて平成 24 年第 4 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。

午後 0 時 0 5 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員